

# 四 半 期 報 告 書

(第 23 期第 3 四半期)

自 平成22年 2 月 1 日  
至 平成22年 4 月 30 日

株式会社アルデプロ

(E04023)

## 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部【企業情報】 .....	2
第1【企業の概況】 .....	2
1【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2【事業の内容】 .....	3
3【関係会社の状況】 .....	3
4【従業員の状況】 .....	3
第2【事業の状況】 .....	4
1【生産、受注及び販売の状況】 .....	4
2【事業等のリスク】 .....	4
3【経営上の重要な契約等】 .....	12
4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	12
第3【設備の状況】 .....	18
第4【提出会社の状況】 .....	19
1【株式等の状況】 .....	19
2【株価の推移】 .....	23
3【役員の状況】 .....	23
第5【経理の状況】 .....	24
1【四半期連結財務諸表】 .....	25
2【その他】 .....	47
第二部【提出会社の保証会社等の情報】 .....	48
四半期レビュー報告書 .....	49
確認書 .....	51

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月14日
【四半期会計期間】	第23期第3四半期 (自 平成22年2月1日 至 平成22年4月30日)
【会社名】	株式会社アルデプロ
【英訳名】	ARDEPRO Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋 康夫
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿三丁目1番24号
【電話番号】	03(5367)2001(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 久保 玲士
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿三丁目1番24号
【電話番号】	03(5367)2001(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 久保 玲士
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所  (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第22期 第3四半期連結 累計期間	第23期 第3四半期連結 累計期間	第22期 第3四半期連結 会計期間	第23期 第3四半期連結 会計期間	第22期
会計期間	自 平成20年 8月1日 至 平成21年 4月30日	自 平成21年 8月1日 至 平成22年 4月30日	自 平成21年 2月1日 至 平成21年 4月30日	自 平成22年 2月1日 至 平成22年 4月30日	自 平成20年 8月1日 至 平成21年 7月31日
売上高 (千円)	7,822,741	5,603,435	1,798,132	2,097,255	13,924,998
経常損失 (△) (千円)	△10,344,279	△8,650,498	△1,259,062	△5,704,906	△18,611,479
四半期(当期)純損失 (△) (千円)	△17,033,211	△9,208,174	△2,508,791	△5,889,272	△25,618,122
純資産額 (千円)	—	—	△11,014,846	△28,806,197	△19,598,946
総資産額 (千円)	—	—	46,787,441	21,617,856	32,705,360
1株当たり純資産額 (円)	—	—	△2,611.89	△6,830.71	△4,647.32
1株当たり四半期 (当期)純損失金額 (△) (円)	△4,038.37	△2,183.15	△594.80	△1,396.28	△6,073.76
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	—	△23.5	△133.3	△59.9
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	3,438,848	3,187,889	—	—	9,309,538
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,610,735	△156,515	—	—	1,553,184
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△8,185,902	△3,443,985	—	—	△14,029,818
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	—	—	90,539	250,545	59,761
従業員数 (名)	—	—	27	32	40

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在しますが1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における状況

平成22年4月30日現在

従業員数(名)	32
---------	----

(注) 従業員数は就業人員数であります。

### (2) 提出会社の状況

平成22年4月30日現在

従業員数(名)	19
---------	----

(注) 従業員数は就業人員数であります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 仕入実績

当第3四半期連結会計期間における仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	仕入高(千円)	前年同四半期比(%)
不動産再活事業	189,727	△46.3
その他事業	—	—
合計	189,727	△60.8

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

#### (2) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	売上高(千円)	前年同四半期比(%)
不動産再活事業	1,923,810	37.3
その他事業	173,445	△56.3
合計	2,097,255	16.6

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
東急不動産株式会社	—	—	1,259,887	60.1

### 2 【事業等のリスク】

当社グループは、リスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避、あるいは発生した場合の適切な対応に努める所存であります。なお、記載しております文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

#### I 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況の注記等について

##### ①平成21年7月期並びに平成22年7月期第1四半期及び第2四半期について

当社グループの属する不動産業界におきましては、景気対策により耐久財消費に持ち直しの効果が認められるものの、雇用情勢の悪化による可処分所得の減少が個人消費を下押ししたため、住宅投資も減少が続いており、不動産価格の下落や、新築住宅供給戸数の減少に繋がっております。一方、住宅ローン減税や贈与税減税の拡大等、住宅取得促進政策の実施により、特にコストパフォーマンスの高い値ごろ感のある中古マンションの流通は堅調に推移しており、不動産価格の下落も底が見えてきたものと思われま

このような環境下、当社グループの中核をなす株式会社アルデプロでは、優良な中古不動産に対する需要は中長期的に拡大していくものと見込み、優良物件が多く存在する東京圏への経営資源の集中を図りました。その上で、在庫商品の圧縮に努めてまいりましたが、販売先の資金調達環境の悪化や遅れ、利益の減少等の影響を受け、平成21年7月期も厳しい業績となりました。不動産価格の下落の影響を受け、利益率が低下し、当連結会計年度において売上総損失、営業損失、経常損失、当期純損失を計上いたしました。なお、所有不動産の販売が思うように進まないため、期限が到来した金融機関からの借入金について、金融機関のご理解のもとその返済期限を延長しております。また、支払利息の支払いについて一部の支払いはしているものの、全額の支払いはできておりません。さらに、1年以内に多額の社債について償還期限を迎える状況にあります。また、最近連結会計年度末において195億98百万円の債務超過となっております。以上のような状況により、平成21年7月期当社の連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらに対する監査報告書において継続企業の前提に関する重要な疑義が存在する旨が示されておりました。

また、平成22年7月期第1四半期においても、不動産価格の下落の影響を受け、利益率が低下し、第1四半期連結会計期間において売上総損失、営業損失、経常損失、当期純損失を計上し、下記のとおり、金融機関の理解のもと返済期限等や社債の償還期限の延長をして頂く等の状況の下、当該第1四半期連結会計期間の末日においては、209億10百万円の債務超過となり、当該四半期連結財務諸表及び四半期レビュー報告書において継続企業の前提に関する重要な疑義が存在する旨が示されておりました。

さらに、平成22年7月期第2四半期においても、売上総損失、営業損失、経常損失、四半期純損失を計上し、下記のとおり、金融機関の理解のもと返済期限等や社債の償還期限の延長をして頂く等の状況の下、当該第2四半期連結会計期間の末日においては、229億17百万円の債務超過となり、当該四半期連結財務諸表及び四半期レビュー報告書において継続企業の前提に関する重要な疑義が存在する旨が示されておりました。

②金融機関から返済期限の延長を受けており、期限到来の借入金に係る利息の未払いであり、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債について償還義務の履行について平成22年8月26日まで猶予を受けており、かつ、当社第2回無担保社債（株式会社近畿大阪銀行保証付および適格機関投資家限定）の期限の利益を喪失したことにより、当該社債に係る債務全額の弁済をただちに履行する旨の催告書を受領していることについて

なお、所有不動産の販売が思うように進まないため、上記のとおり、期限が到来した金融機関からの借入金について、金融機関のご理解のもとその返済期限を延長して頂いております。また、当社は、期限が到来した金融機関からの借入金に係る利息の支払いについてできておりません。さらに、当社が平成20年8月27日に発行した第2回無担保転換社債型新株予約権付社債につきまして、平成21年8月27日に償還期限が到来しましたが、社債権者と協議を行い、4度目の償還期限の延長により、平成22年6月1日現在、平成22年8月26日まで、償還義務の履行を猶予することにつきまして合意しております。こうしたことから、1年以内に多額の社債について償還期限を迎える状況にあります。また、当社第2回無担保社債（株式会社近畿大阪銀行保証付及び適格機関投資家限定）の期限の利益を喪失したことにより、平成21年11月30日付で当該社債に係る債務全額の弁済をただちに履行する旨の催告書を受領しております。当該第2回無担保社債の期限の利益の喪失につきましては、当社は株式会社近畿大阪銀行へ当社の状況について説明し、ご理解いただいているものと判断しており、償還方法等について、株式会社近畿大阪銀行と協議してまいりますが、償還義務の履行を猶予して頂けなかった場合、当社の資金繰りの悪化や当社の取引先に対する信用が悪化すること等により、当社グループの業績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

このような状況の中、当社は、人員や経費の削減、子会社の切り離し等の自助努力を行い、損益の改善を図りましたが、抜本的な改善には至りませんでした。

③平成22年7月期第3四半期における提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象

継続企業の前提に関する事項の注記について

当社グループが属する不動産業界におきましては、住宅ローン減税や贈与税減税の拡大等、住宅取得促進政策の実施、価格調整等により個人向け実住物件取引が緩やかながら回復の兆しを見せ始めました。一方、法人取引につきましては、不動産投資に対する慎重姿勢、金融市場の混乱や資金調達環境の厳しさは依然として続いております。

当社グループの中核をなす株式会社アルデプロでは、優良物件が多く存在する東京圏への経営資源の集中を図りました。その上で、在庫商品の圧縮に努めてまいりましたが、販売先の資金調達環境の悪化や遅れ、利益の減少等の影響を受け、平成22年7月期第3四半期も厳しい業績となりました。この結果、平成22年7月期第3四半期連結累計期間において売上総損失、営業損失、経常損失、四半期純損失を計上しております。

なお、当社は、下記④のとおり、平成22年3月2日付で事業再生ADR手続の利用申請を受理され、社債権者を含む対象債権者との間で協議を進めながら事業再生計画案を策定しておりますが、上記②のような、金融機関から返済期限の延長を受けており、期限到来の借入金に係る利息の未払いであり、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債について償還義務の履行について平成22年8月26日まで猶予を受けており、かつ、当社第2回無担保社債（株式会社近畿大阪銀行保証付および適格機関投資家限定）の期限の利益を喪失したことにより、当該社債に係る債務全額の弁済をただちに履行請求する旨の催告書を受領している状況にあります。

当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

なお、諸施策は、継続企業の前提に関する事項に記載しております。

#### ④事業再生ADR手続について

そこで、今後の事業再生に向けた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を図るため、このたび、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法所定の特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」といいます。）を利用することといたしました。

当社は、事業再生ADR手続の取扱団体である法務省及び経済産業省より認定を受けている事業再生実務家協会（以下「JATP」といいます。）に対して、平成22年3月2日、事業再生ADR手続利用についての申請を行い、同日受理され、同日付で、JATPとの連名で、全取引金融機関に対して「一時停止の通知書」（借入金元本と利息の返済一時停止等）を送付いたしました。

そして、平成22年3月17日の第1回債権者会議は無事成立し、全取引金融機関からは借入金元本と利息の返済一時停止について同意（追認）を得ると共に、一時停止の期間を事業再生計画案の決議のための債権者会議の終了時（会議が延期・続行された場合には、延期・続行された期日を含みます。）まで延長することにつきまして承認をいただきました。

今後は、事業再生ADR手続のなかで、全取引金融機関と協議を進めながら、公平中立な立場からJATPより調査・指導・助言をいただき、上場維持を前提とした事業再生計画案（以下「事業再生計画案」といいます。）を策定した上で、平成22年6月29日開催予定の第3回債権者会議において、全取引金融機関の同意による成立を目指します。

しかしながら、仮に事業再生計画案が予定どおり成立しない場合には、金融機関から弁済を求められる

等して資金繰りが悪化すること、当社の債務超過状態が解消されないこと、当社の取引先に対する信用が悪化すること等により当社グループの業績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、また、当社普通株式が株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）の定める上場廃止基準に抵触して当社普通株式が上場廃止になることにより、その流動性が著しく悪化する等の可能性があります。さらに、成立した事業再生計画が不測の事態により計画どおり遂行できない場合には、当社の資金繰りの悪化や当社の取引先に対する信用が悪化すること等により、当社グループの業績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

## II 業界動向について

### ① 業界における法的規制について

当社グループは、不動産関連業界に属し、なかでも当該業界におけるマンションやオフィスビル等の取引については「宅地建物取引業法」、「建物の区分所有等に関する法律」、「借地借家法」、「建築基準法」及び「都市計画法」等の法的規制があります。当社グループは、不動産流通業者としてこれらの規制を受けており、「宅地建物取引業法」に基づく免許を受け、不動産の流通業務、賃貸業務等を行っております。

また、当該許認可等には有効期限があり、その円滑な更新に努めるとともに、これらの法令諸規則が遵守されるよう、法令遵守の徹底や法令リスク管理等を行っております。

現在、当該許認可等が取消しとなる事由は発生しておりませんが、万一、将来何らかの理由により当該許認可等が取り消された場合、また上記法令諸規則の改廃や新たな法的規制の新設、あるいはこれら法令諸規則の違反等が発生した場合には、当社グループの事業運営や業績に重大な悪影響を与える可能性があります。

### ② 景気動向等が当社グループの事業に与える影響について

不動産業界の業況は、一般的に景気動向、金利動向、地価動向、税制及び法的規制等の要因により影響を受けております。

当社グループでは、一般個人顧客に中古マンションを販売する場合、賃貸住宅に居住しているお客様を中心に営業を行っておりますが、物件価格の上昇や金利の上昇等により、中古マンションに対する購買意欲が相対的に減退した場合、業績に重大な悪影響を与える可能性があります。

また、当社グループは収益用の投資物件の販売も行っております。投資対象となる不動産物件からの賃貸収入及びそれらの収益を基準として算定した不動産価格と事業損益は密接に関係しており、その賃貸収入は景気の影響を受ける傾向にあります。また、一昨年来からの金融市場の悪化がもたらすクレジット・クランチがさらに長期に及んだ場合、不動産流通市場に与える影響が一段と深刻化するおそれがあり、当社グループの業績に重大な悪影響を与える可能性があります。

### ③ 競合及び価格競争について

当社グループは、主に実住物件は一次取得者に、また投資物件は法人及び個人を対象に、一般的に新築マンションに比べて安価な中古マンションを提供しております。

当社グループとしてはさらにノウハウを蓄積し同事業の拡大を企図しておりますが、今後において競合企業の増加は否定できません。たとえば、競売市場からの仕入れにつきましては、競売入札参加者の増加により競争が激化しております。また、不動産流通市場におきましても優良物件を中心に仕入れ競争が激化しております。当社グループといたしましては、仕入れに際して綿密なデューデリジェンスを行い、付加価値を高めた商品を販売しておりますが、今後、競争の激化により販売戸数が減少した場合、又は仕入物件の減少や価格競争により採算が悪化した場合には、当社グループの業績に重大な悪影響を与える可能

性があります。

### Ⅲ 事業内容について

#### ① 当社株式の監理銘柄（審査中）指定の解除、当社株式の特設注意市場銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求について

当社は平成21年10月23日、「調査委員会の調査報告及び過年度決算の修正ならびに当社第22回定時株主総会招集ご通知に関するお知らせ」を開示いたしました。

この開示内容から、東証よりその定める規則における監理銘柄指定基準に該当することとなり、監理銘柄（審査中）に指定されたものであります。

その後、平成21年11月24日、東証より、平成21年11月25日付で当社株式の監理銘柄（審査中）指定を解除する旨、及び新たに同日付で、当社株式を特設注意市場銘柄に指定する旨の通知を受領いたしました。また、上場契約違約金1,000万円の支払いを求められることとなりました。

その概要といたしましては、以下のとおりであります。

##### (i) 当社株式の監理銘柄（審査中）指定の解除について

当社は平成21年10月23日付で、「調査委員会の調査報告及び過年度決算の修正ならびに当社第22回定時株主総会招集ご通知に関するお知らせ」を開示いたしました。その開示内容から、監理銘柄（審査中）に指定され、その後、当社は平成21年10月28日に過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を提出いたしました。

平成21年11月24日、東証より、審査の結果、上場廃止基準に該当しないと判断した旨の通知を受領し、東証の当社株式についての監理銘柄（審査中）への指定について解除されることが決定いたしました。

##### (ii) 当社株式の特設注意市場銘柄への指定について

上記のとおり、当社株式についての監理銘柄（審査中）指定は解除されましたが、当社において、会計処理に係る希薄なコンプライアンス意識や事業部門から経理部門にわたる不動産取引に関する実効性のある検証・検討が成されなかったことが判明いたしました。

このことから、東証より、内部管理体制等について改善の必要性が高いと判断され、有価証券上場規程第501条第1項第1号に基づき、当社株式について特設注意市場銘柄に指定されたものです。

特設注意市場銘柄に指定された場合、指定日から1年ごとに内部管理体制の状況等について記載した内部管理体制確認書を提出し、東証の審査を受けることとなります。審査の結果、引き続き内部管理体制等に問題があると認められるときは、指定が継続され、3年間（3回）の審査機会をもってしても指定解除に至らない場合、上場廃止となります。

##### (iii) 上場契約違約金の徴求について

当社は、平成21年10月23日付「調査委員会の調査報告及び過年度決算の修正ならびに当社第22回定時株主総会招集ご通知に関するお知らせ」にて発表しておりますとおり、当社の過去の営業取引について、会計処理の修正を要する事象が判明したことを受け、平成21年11月17日付で次に記載の過年度の決算短信等を訂正いたしました。

#### 訂正を行った決算短信等

①	平成18年7月期	平成18年7月期 中間決算短信（連結）	平成18年3月6日発表
②	平成18年7月期	個別中間財務諸表の概要	平成18年3月6日発表
③	平成19年7月期	平成19年7月期 中間決算短信（連結）	平成18年3月6日発表
④	平成19年7月期	個別中間財務諸表の概要	平成18年3月6日発表
⑤	平成19年7月期	決算短信	平成19年9月14日発表

⑥	平成20年7月期	平成20年7月期	中間決算短信	平成20年3月14日発表
⑦	平成20年7月期	決算短信		平成20年8月12日発表

(注1) 平成19年7月期(中間)の連結財務諸表等に訂正はありませんが、平成18年7月期(中間)の連結財務諸表等を訂正したため、平成19年7月期中間決算短信(連結)及び平成19年7月期個別中間財務諸表の概要を訂正しております。

そして東証より、平成20年7月期の決算短信等を訂正した件について、有価証券上場規程第412条に違反したと認められ、当社が東証の市場に対する株主及び投資者の信頼を棄損したと認められることから、有価証券上場規程第509条第1項第1号に基づき、上場契約違約金1,000万円の支払いを求められることとなりました。

当社では、特設注意市場銘柄の指定解除に向けて、内部管理体制の改善を進めてまいります。しかしながら、指定が継続され、3年間(3回)の審査機会をもってしても指定解除に至らない場合、上場が廃止され、当社グループの業績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

#### ② 在庫リスクについて

当社グループでは、販売物件の価格、戸数、収益用物件の場合は稼働率や受取賃料等を総合的に勘案して営業戦略を立案しております。また、販売の進捗状況を迅速かつ的確に把握し、当初の計画どおりに販売が行われていない場合には積極的に営業戦略の見直し・改善を図る等、機動的な営業体制を構築することで効率的な販売ができるよう努力しております。しかしながら、物件仕入におけるデューデリジェンスがうまくいかなかった場合、稼働率の低下や受取賃料の減少等による収益物件の利回り低下による投資対象としての魅力が減退した場合、また、購入希望者に対する金融機関からの融資がつかず販売が順調に進まないなど在庫が滞留した場合には、当社グループの業績及び財政状態に重大な悪影響を与える可能性があります。

#### ③ 有利子負債への依存について

当社グループの不動産プロジェクトにおける不動産取得費は、主に金融機関からの借入金によって調達しているため、総資産額に占める有利子負債の割合が高く、当社グループの経営成績及び財政状態は金利変動により影響を受ける可能性があります。

資金調達に際しては、当社グループでは特定の金融機関に依存することなく個別案件ごとに金融機関に融資を打診し、融資の了解を得た後にプロジェクトを進行させております。ただし、何らかの理由により資金調達が不十分、あるいは不調に終わった場合には、物件仕入が計画どおりに遂行されず、当社グループの業績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

(単位：千円)

	最近連結会計年度の 前連結会計年度末 (平成20年7月31日現在)	最近連結会計年度末 (平成21年7月31日現在)	平成22年7月期 第1四半期 (平成21年10月31日現在)	平成22年7月期 第2四半期 (平成22年1月31日現在)
有利子負債残高(A)	59,935,812	45,259,396	43,513,099	42,701,493
総資産額(B)	72,582,976	32,705,360	30,273,765	28,123,724
有利子負債依存度 (A÷B)	82.6%	138.4%	143.73	151.83

#### ④ 知的財産権について

当社グループでは、一棟仕入を行った中古マンションに対して「セントエルモ」のブランドを冠して販売しております。当ブランドはすでに商標権を取得しておりますが、今後も必要に応じて知的財産権の登録出願を行う等、その保護を図る方針であります。ちなみに、新築分譲マンション、新築賃貸マンション、新築商業ビル、新築戸建などについて商標登録を出願中であり、当社グループにおきましては、現時点までにブランドに関して重大なトラブルが生じた事実はありませんが、ブランドに関してトラブル

が生じた場合、当社グループの業績及び今後の事業展開が重大な悪影響を受ける可能性があります。

#### ⑤ 訴訟の可能性について

当社グループが販売・施工・管理する不動産物件において瑕疵の発生、管理状況に対する顧客からのクレーム、入退居時の居住者とのトラブル、販売方法に関するトラブル等の発生を理由とする、又はこれらに起因する訴訟その他の請求が発生する可能性があります。これらの訴訟等の内容及び結果によっては当社グループの業績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑥ 顧客情報について

当社グループは営業活動に伴って入手した顧客情報を、当社グループ内のコンピュータシステム上で管理しております。顧客情報の管理には細心の注意を払っておりますが、外部からの不正な手段によるサーバー内への侵入等により、顧客情報の外部への漏洩が発生した場合、当社グループの信用力が低下し、経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

### IV 事業体制について

#### ① 人材の確保について

当社グループの営む事業は人的資本により成り立っており、当社グループの成長速度に見合った人員の確保が経営上の重要な課題となっております。

当社グループは、当社グループが掲げる経営理念に賛同できることを重要な要素として、多種多様な業界からの中途採用を中心に採用活動を行っております。

さらに、経営理念をグループ全社で追求することにより、部門間での人事異動を可能にし、人材の有効活用が実現すると考えております。しかしながら、当社グループの求める人材が十分に確保できない場合又は現在在職している人材が流出し、必要な人材を確保できなくなった場合、当社グループの業績及び今後の事業推進に影響を与える可能性があります。

### V その他

#### ① 株式の希薄化について

当社グループは、当社の取締役及び従業員の業績向上に対する志気を高めることを目的として、取締役及び従業員等に対してインセンティブ制度を導入しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20、第280条ノ21並びに会社法第236条、238条及び239条に基づく新株予約権を付与しているものであり、平成15年5月16日開催の臨時株主総会の決議及び平成20年12月9日に開催された取締役会の決議をもとに、取締役、従業員及び社外協力者に対して付与いたしました。当社の発行済株式数は平成21年7月31日現在で4,217,839株であり、このほか当該新株予約権にかかる新株発行予定数の合計は平成22年4月30日現在で、10,430株であります。

なお、これら新株予約権が行使された場合、当社の株式価値が希薄化することになります。さらに当社は、今後もストック・オプション等のインセンティブプランを実施することも検討しており、株式価値の希薄化を生じさせる可能性があります。

また、平成22年6月10日6月1日付で決議された第三者割当による新株式の発行及び第三者割当による種類株式の発行を併せると、新株式の発行の規模は5,307,766株（当該種類株式が全て普通株式に転換された場合）であり、同日現在の発行済株式総数の125.84%にあたり、既存株式の価値の希薄化が生じます。

このように、本第三者割当と事業再生計画における上記の発行により、当社普通株式の1株当たりの株式価値及び持分割合が希薄化し、当社株価や当社普通株式の需給関係等に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

(注) なお、債務超過解消の手段として、当社の債権者との間で債務の株式化（いわゆるデット・エクイティ・スワップ）が行われる場合（債権総額272億円）、これにより発行される株式の内容（当該株式が種類株式であってその内容として普通株式の取得請求権が付されている場合）・発行価額等によっては、上記のほか、さらに株式価値の希薄化及び当社普通株式の需給関係等に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

## ② 証券取引等監視委員会による課徴金納付命令および答弁書について

当社は、平成21年10月23日付「調査委員会の調査報告および過年度決算の修正ならびに当社第22回定時株主総会招集ご通知に関するお知らせ」にて発表しておりますとおり、当社の過去の営業取引について、会計処理の修正を要する事象が判明したことを受け、平成21年10月28日に以下の有価証券報告書、半期報告書および四半期報告書を訂正し、それぞれの訂正有価証券報告書、訂正半期報告書、訂正四半期報告書を提出いたしました。

提出した訂正有価証券報告書、訂正半期報告書、訂正四半期報告書

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| ① 平成18年7月期（中間）  | 半期報告書の訂正報告書（注1） |
| ② 平成19年7月期（中間）  | 半期報告書の訂正報告書（注2） |
| ③ 平成19年7月期      | 有価証券報告書の訂正報告書   |
| ④ 平成20年7月期（中間）  | 半期報告書の訂正報告書     |
| ⑤ 平成20年7月期      | 有価証券報告書の訂正報告書   |
| ⑥ 平成21年7月期第1四半期 | 四半期報告書の訂正報告書    |
| ⑦ 平成21年7月期第2四半期 | 四半期報告書の訂正報告書    |
| ⑧ 平成21年7月期第3四半期 | 四半期報告書の訂正報告書    |

(注1) 平成18年7月期（中間） 半期報告書の訂正報告書は、平成21年10月28日に、E D I N E T（金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）により提出いたしましたが、公衆縦覧期間が経過しておりますため、E D I N E T上では、閲覧できませんので、ご了承ください。

(注2) 平成19年7月期（中間）の連結財務諸表等に訂正はありませんが、平成18年7月期（中間）の連結財務諸表等を訂正したため、訂正報告書を提出しております。

また、上記の有価証券報告書等のうち、訂正前の平成18年7月（中間）（自平成17年8月1日至平成18年1月31日）半期報告書を参照書類とする発行開示書類に基づき平成18年5月に募集株式を発行し、また、訂正前の平成19年7月期（自平成18年8月1日至平成19年7月31日）有価証券報告書および平成20年7月（中間）（自平成19年8月1日至平成20年1月31日）半期報告書を参照書類とする有価証券届出書に基づき平成20年8月に無担保転換社債型新株予約権付社債を発行いたしました。

これらの、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した行為（平成19年7月期（中間）半期報告書を除く）および重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に関し平成21年11月24日付で証券取引等監視委員会から、内閣総理大臣および金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対し2億8,155万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がありました。

その後、課徴金についての審判手続開始決定通知書を金融庁長官より受領いたしました。平成21年11月30日開催の取締役会において、同通知書に記載された金融商品取引法第178条第1項第2号および第4号に掲げる事実および納付すべき課徴金の額（金2億8,155万円）を認める旨決議し、ただちにその答弁書を金融庁審判官に提出いたしました。その後、当社は平成21年12月25日付で金融庁より、納付すべき課徴金の額2億8,155万円および納付期限を平成22年2月26日とする旨の決定を受けました。

当社はこのたびの事態を真摯に受け止め、今後の再発防止ならびに皆様からの信頼回復に努めてまいります。

### ③ 債務超過の猶予期間入りについて

当社は平成21年11月2日付で有価証券報告書を関東財務局長に提出し、平成21年7月期において196億1百万円の債務超過の状況に陥ったことから、同日の株式会社東京証券取引所発表のとおり、有価証券上場規程第603条第1項第3号（債務超過）に該当するため、猶予期間（平成21年8月1日から平成22年7月31日まで）入りいたしました。

当社は、平成22年7月期第3四半期連結会計期間の末日においても288億6百万円の債務超過となっており、平成22年7月31日までに債務超過を解消できない場合には、上場が廃止され、当社グループの業績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

## 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

### 1. 提出会社の代表者による財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容

#### (1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、アジア向けを中心とした輸出の緩やかな増加や生産の持ち直しによる企業収益の改善、経済対策による個人消費の持ち直し等、景気は緩やかに回復してまいりました。ただし、雇用環境は依然として厳しい状態が続いており、海外経済の下振れ懸念、デフレの影響等、景気の先行きにつきましては依然として不透明感が残っております。

当社グループが属する不動産業界におきましては、低金利の継続や住宅ローン減税等の住宅取得促進政策の実施、住宅価格の調整等の進展により個人向け取引が堅調に推移いたしました。一方、法人取引につきましては、不動産投資市場全般の低迷や資金調達環境に改善はみられず、本格的な浮揚にはなお時間を要するものと予想されます。

このような環境の下、当社グループでは、在庫物件の売却によるバランスシートの健全化を図ってまいりました。また、収益物件の稼働率向上を図り、堅実な受取賃料収入の確保にも注力してまいりました。個人向け実住中古マンション販売は堅調に推移いたしました。法人向けの不動産販売が振るわず、また利益率も悪化いたしました。また、当社は、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法所定の特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」といいます。）を利用することとし、平成22年3月2日に事業再生ADR手続を申請しました。この事業再生ADR手続のなか、当社はたな卸資産の評価の見直しを行いました。以上から、売上高は20億97百万円（前年同期比16.6%増）、営業損失は53億98百万円（前年同期は8億79百万円の営業損失）、経常損失は57億4百万円（前年同期は12億59百万円の経常損失）、四半期純損失は58億89百万円（前年同期は25億8百万円の四半期純損失）となりました。

#### （セグメント別の概況）

事業の種類別セグメントの業績を示すと次のとおりであります。

#### ① 不動産再活事業

当社グループの主力である不動産再活事業におきましては、法人向けの中古マンション、土地などの売

上につきましては、不動産市況が依然として停滞していること、買い手側の資金調達難などの影響を受け、低調に推移いたしました。また、不動産物件の売却を勧めているなか、不動産物件の抵当権者である金融機関との調整を要することから、売却活動は思うように進みませんでした。一方、中古マンションの主に一次取得者（注）向けの戸別販売につきましては、住宅取得促進政策の実施、住宅価格の調整等から堅調に推移しました。

この結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は19億23百万円（前年同期比37.3%増）、営業損失は49億21百万円（前年同期は7億49百万円の営業損失）となりました。

（注）初めて住宅を購入する人。

## ② その他事業

その他事業は、当社保有物件にかかる受取賃料、不動産売買における仲介事業等であります。平成20年2月から順次連結子会社を売却してきたことにより、その他事業にかかる売上高は減少いたしました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間のその他事業の売上高は1億73百万円（前年同期比56.3%減）、営業損失は1億34百万円（前年同期は1億91百万円の営業利益）となりました。

## (2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、216億17百万円（前連結会計年度末比110億87百万円の減少）となりました。主な理由としては、商品の販売及び評価替えによる販売用不動産の減少などです。

当第3四半期連結会計期間末における負債は、504億24百万円（同18億80百万円の減少）となりました。主な理由としては、商品の販売に伴う借入金の金融機関への返済により短期借入金が減少したことなどによるものであります。

当第3四半期連結会計期間末における純資産は、△288億6百万円（同92億7百万円の減少）となりました。主な理由としては、四半期純損失92億8百万円を計上したことに伴う利益剰余金の減少などによるものであります。以上の結果、自己資本比率は△133.3%となりました。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は2億50百万円と、前連結会計年度末の残高59百万円と比べて、1億90百万円の増加となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、11億7百万円の収入（前年同期は10億76百万円の収入）となりました。これは、税金等調整前四半期純損失58億68百万円を計上したものの、棚卸資産の減少62億56百万円の計上などにより営業キャッシュ・フローが増加になったものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、1億30百万円の減少（前年同期は2億70百万円の収入）となりました。これは、担保預金の預入による支出1億62百万円などを計上したことなどによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、8億86百万円の支出（前年同期は19億11百万円の支出）となりました。これは、物件の売却に伴い短期借入金を金融機関に返済したことなどによる減少であります。

## (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社は、以下のとおり、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況を解消すべく努めております。

事業再生ADR手続における「事業再生計画案」の策定について

当社は、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法所定の特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」という。）における「事業再生計画案」を策定し、事業再生ADR手続による事業再生を目指しております。

当社は、事業再生ADR手続の中で、全対象債権者と協議を進めながら、公正中立な立場から事業再生実務家協会（事業再生ADR手続の手続実施者）より調査・指導・助言をいただき、事業再生計画案を策定し、平成22年6月1日開催の第2回債権者会議の続行期日におきまして、全対象債権者に対して事業再生計画案を説明いたしました。事業再生計画案につきましては、今後、対象債権者にご検討いただき、平成22年6月29日開催予定の第3回債権者会議において、全対象債権者の合意による成立を目指して参ります。当社は、創業以来の主力事業である中古マンション再活事業に原点回帰し、また、引き続き固定費の削減を進めるなど最大限の自助努力を実行し、堅調な利益の確保に努めてまいります。

また、今般、対象債権者に対して、不動産担保等により保全されている有担保債権部分についての返済条件緩和、及び不動産担保等により保全されていない無担保債権部分についての債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ。以下「DES」という。）を中心とする金融支援を要請しております。

さらに、当社は、当社の債務超過を解消するとともに、今後の不動産の仕入資金を確保し、事業再生を図るため、当社取締役相談役秋元竜弥及び4名の投資家に対し、事業再生ADR手続が成立することを条件として、第三者割当の方法によって株式を発行し、合計11億70百万円の資金調達を行う予定です。

また、株主責任および経営責任の一環として、当社は、当社の筆頭株主である当社取締役相談役秋元竜弥との間で、平成22年6月1日付で当社取締役相談役秋元竜弥が保有する当社普通株式763,620株のうち、担保が設定されている240,000株および株式が制度信用銘柄に選定されているために預託している4,590株を除いた519,030株について、事業再生ADR手続が成立することを条件として、当社に対し無償譲渡することにつき合意いたしました。

なお、当社の事業再生計画案においては、既存の株主の皆様が保有する普通株式について株式の併合を行うことは予定しておりませんが、総額11億70百万円の第三者割当増資による株式価値の希薄化及び総額272億6百万円のDES株式（普通株式を対価とする取得請求権付の優先株式とする予定です）の発行による株式価値の潜在的な希薄化が生じる見込みです。なお、DES株式の発行につきましては、平成22年6月29日に事業再生ADR手続が成立し発行内容が確定し次第公表する予定であり、払込期日は平成22年7月下旬となる予定です。

当社の事業再生計画案の概要は以下のとおりです。

## 1 事業再構築の要旨

### （1）開発事業等からの撤退

当社は過去の業績悪化の反省を踏まえて、投資関連事業、開発事業から撤退し、当社ビジネスモデルの原点である中古マンション再活事業へ集中してまいります。当社は平成19年8月に連結売上高1,607億円の業績見通しを発表し、その達成のため、不動産仕入を積極的に行いました。そのとき、

これまで手がけてこなかった土地の仕入れなどの開発案件にも範囲を広げました。しかし、開発案件は土地を仕入れてから建物を建設して販売するため資金を回収するために長期間、物件によっては2年や3年かかり、資金繰りが逼迫する一因となりました。

当社のビジネスモデルの原点である中古マンション再活事業は販売期間が短いため、資金効率が良いことが特徴です。このため、開発案件からは撤退し、中古マンション再活事業に経営資源を集中してまいります。

また、平成19年7月期まで支店・営業所の拡大、子会社の買収、設立などを進めてまいりましたが、不動産市況の下落、経営資源の首都圏への集中、子会社への投資の見直しなどを進め、支店・営業所の閉鎖、子会社の売却などを進めました。現在は支店は広島支店、子会社は株式会社アルデプロ住宅販売のみとなっております。

## (2) 中古マンション再活事業の特徴

賃貸マンションに暮らしている方が、同程度の中古マンションを住宅ローンの利用で購入した場合の月々のローン返済額は、月々の家賃に比べて通常少なくなります。

また、新築マンションと比較すると、新築マンションは価格変動が大きいですが、中古マンションは価格変動が小さく、利便性の良いマンションは値上がりすることもあります。また、新築マンションは一般にモデルルームを見学して購入を決めます。モデルルームの見学時期はまだマンションを建築している最中で、実際に建物に入って、中からの眺望などを確認することはできません。一方、中古マンションは、実際にお部屋から眺望を確認することができます。また、居住環境、日当たりや騒音なども確認でき、納得して購入できます。こうした中古マンションの特徴は新築マンションに比べて大きなメリットがあり、当社の中古マンション再活事業には社会的意義と有用性があると考えております。

## 2 事業再生計画案の経営計画

### (1) 仕入物件の継続的な供給

#### ① 首都圏の中古マンションの供給

首都圏の中古マンションの在庫は約3万戸あり、新規登録件数も毎月約1万件あり、今後も供給は続くものと考えられます。

#### ② 事業会社からの社宅・寮の供給

世界的な不況により、事業会社が今後も資産処分を進めると考えられ、社宅や寮の処分も今後も継続されると考えられます。

#### ③ 個人所有者からの供給

個人が保有している一棟収益物件について、相続や資金繰りなど個別の事情による処分が見込まれます。

#### ④ 流動化事業者、新古物件の供給

流動化事業者からの物件の処分、新築マンションデベロッパーの「新古」物件等も継続して供給されると見込まれます。

### (2) 販売計画

#### ① 一棟仕入一棟販売

1棟当たり2億円規模の住宅を中心に仕入れ、リフォームやリーシング実施後、投資用不動産として不動産業者や個人の富裕層を対象に年間10～16棟販売する計画です。

## ② 区分仕入区分販売

16百万円規模の区分所有マンションを仕入れ、リフォーム後、実居住用として個人を対象に年間80戸販売する計画です。

## ③ 一棟仕入区分販売

1棟（36戸）当たり3億60百万円規模の住宅を2年で3棟仕入れ、区分登記、リフォームや管理組合の設立等を行った後、実居住用として個人を対象に年間47～57戸販売する計画です。

なお、当社が現在保有している物件については、原則として平成23年7月末までの売却を目処とし、遅くとも平成25年7月期までに売却を完了する予定です。

当社といたしましては、この計画を着実に成し遂げ、事業再生を達成してまいりたいと考えております。

## 3 財務状況及び資本増強策

### (1) 財務状況

当社は、本事業再生ADR手続の中で保有不動産の評価価額の洗い直し等を行った結果、平成22年7月期においては298億91百万円の債務超過となる見込みです。

### (2) 金融支援の要請

当社は、事業再生ADR手続の中で、全対象債権者に対して、不動産担保等により保全されている有担保債権部分（総額138億94百万円）について担保物件の売却を条件とするなど返済条件を緩和していただくこと、及び不動産担保等により保全されていない無担保債権部分（総額276億36百万円）について、一部（4億30百万円）の3年程度の支払繰り延べ、残額（272億6百万円）のDESを要請しております。

また、全対象債権者に対して、未払利息の利率変更（15億61百万円）を要請しております。

### (3) 第三者割当増資

当社は、当社の債務超過を解消するとともに、今後の不動産物件の仕入資金を確保し、事業再生を図るため、当社取締役相談役秋元竜弥及び4名の投資家に対し、事業再生ADR手続が成立することを条件として、第三者割当の方法によって株式を発行し、合計11億70百万円の資金調達を行う予定です。

### (4) 債務超過の解消

当社は、事業再生計画案における上記（2）及び（3）の資本増強策等により、平成22年7月期において債務超過を解消する予定です。

### (5) 減資

当社は、本事業再生ADR成立後、総額11億70百万円の第三者割当及び総額272億6百万円のDESによる増加分も含めた資本金及び資本準備金の減少を当該DESの払込みと同日に行い、資本金は3億円、資本準備金は0円とする予定です。

## (5) 研究開発活動

該当事項はありません。

## 2. 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容および当該重要事象等を解消し、ま

たは改善するための対応策

当社グループが株式会社東京証券取引所から特設注意市場銘柄の指定および上場契約違約金の徴求を受けたことならびに証券取引等監視委員会が内閣総理大臣および金融庁長官に対して、当社に対し課徴金納付命令を発出するよう勧告を行ったことにつきましては、過年度決算の訂正を行ったことによるものであり、この原因は当社において会計処理に係る希薄なコンプライアンス意識や事業部門から経理部門にわたる不動産取引に関する実効性のある検証・検討が成されなかったことによるものと判断しております。

当社では、再発防止のため、以下の方策を構築しております。

- ① 仕入投資委員会を設置し、通常の稟議手続きによる決裁とは別に、仕入（開発事業も含む、以下同じ）物件の厳密な査定・評価並びに事業計画の遂行をチェックする。
- ② 財務諸表の作成プロセスの明確化を図るために、会計監査人と監査役会並びに内部監査室との間によるレビューを行い、取締役会に報告し代表取締役を確認をすることとする。
- ③ 内部統制システム構築の基本方針（H18.5.15）を再作成してコンプライアンス、コーポレート・ガバナンスの再構築を図る。
- ④ 会計的な認識を全社的に周知徹底・熟知を図る。

また、当社が継続企業の前提に関する事項に記載しているような状態になっていることにつきましては、急激な不動産市況の下落の影響を受け、財務内容が悪化したものと判断しております。

当社は、当第3四半期連結会計期間においても売上総損失、営業損失、経常損失、四半期純損失を計上し、288億6百万円の債務超過となっております。当社では、当該状況を解消すべく、今後の事業再生に向けた強固な収益体質の確立と、財務体質の抜本的な改善を図るため、産業活力再生特別措置法所定の特定認証紛争解決手続（以下、「事業再生ADR手続」という。）による事業再生を目指し、関係当事者の合意が得られることを前提として、平成22年7月期には債務超過を解消する方針であります。

当社は、事業再生ADR手続の中で、全対象債権者と協議を進めながら、公正中立な立場から事業再生実務家協会（事業再生ADR手続の手続実施者）より調査・指導・助言をいただき、事業再生計画案を策定し、平成22年6月1日開催の第2回債権者会議の続行期日におきまして、全対象債権者に対して事業再生計画案を説明いたしました。

事業再生計画案におきましては、当社の債務超過を解消するため、取引金融機関に対して上場維持を前提とした債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）等の支援を要請する予定です。その上で、同計画案につきましては、平成22年6月29日開催予定の第3回債権者会議において、全取引金融機関の合意による成立を目指します。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	16,871,356
計	16,871,356

##### ② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年4月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年6月14日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,217,839	4,217,839	東京証券取引所 マザーズ	単元株制度を採用しておりません。
計	4,217,839	4,217,839	—	—

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成22年6月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

##### ① 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく第1回新株予約権

(平成15年5月16日臨時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年4月30日)
新株予約権の数	1個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 当社は、単元株制度を採用しておりません。
新株予約権の目的となる株式の数	400株
新株予約権の行使時の払込金額	150円
新株予約権の行使期間	平成17年5月17日から 平成25年5月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 150円 資本組入額 75円
新株予約権の行使の条件	a 新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、当社取締役会において承認を得た場合にはこの限りではない。 b 新株予約権の相続は認めない。 c その他新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 当社は、以下のように株式分割を行っております。

平成15年10月7日開催の取締役会決議に基づき、平成15年12月5日付をもって普通株式1株を2株に分割  
平成16年4月7日開催の取締役会決議に基づき、平成16年6月18日付をもって普通株式1株を4株に分割  
平成16年9月21日開催の取締役会決議に基づき、平成16年12月20日付をもって普通株式1株を10株に分割  
平成18年6月1日開催の取締役会決議に基づき、平成18年8月1日付をもって普通株式1株を5株に分割  
これらにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格、資本組入額はそれぞれ調整されております。

- 2 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
- 3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。調整の結果、1端株(1株の100分の1)未満の端数を生じるときは、これを切り捨てるものといたします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- 4 株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整いたします。調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、調整前行使価額を下回る価額で新株式の発行を行う場合は、次の算式(コンバージョン・プライス方式)により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

② 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した第6回新株予約権

(平成20年10月24日定時株主総会特別決議及び平成20年12月9日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年4月30日)
新株予約権の数	10,030個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 当社は、単元株制度を採用しておりません。
新株予約権の目的となる株式の数	10,030株(注1,2)
新株予約権の行使時の払込金額	1,358円(注3)
新株予約権の行使期間	平成22年10月25日から 平成30年10月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,358円 資本組入額 679円
新株予約権の行使の条件	a 新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、当社取締役会において承認を得た場合にはこの限りではない。 b 新株予約権の相続は認めない。 c その他新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てるものといたします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整いたします。調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨およびその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年2月1日～ 平成22年4月30日	—	4,217,839	—	12,944,169	—	12,309,418

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成22年1月31日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成22年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,217,839	4,217,839	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,217,839	—	—
総株主の議決権	—	4,217,839	—

② 【自己株式等】

平成22年1月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 8月	9月	10月	11月	12月	平成22年 1月	2月	3月	4月
最高(円)	1,468	1,467	805	416	634	509	384	420	388
最低(円)	670	693	319	238	227	348	307	310	334

(注) 株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、ありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下、「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年2月1日から平成21年4月30日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成20年8月1日から平成21年4月30日まで）は改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年2月1日から平成22年4月30日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成21年8月1日から平成22年4月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年2月1日から平成21年4月30日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成20年8月1日から平成21年4月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成22年2月1日から平成22年4月30日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成21年8月1日から平成22年4月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、明誠監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、前第3四半期連結会計期間及び前第3四半期連結累計期間に係る四半期レビュー報告書は、平成21年10月28日に提出した四半期報告書の訂正報告書に添付されたものによっております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年4月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年7月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	※2 563,386	※2 209,761
受取手形及び売掛金	64	96
販売用不動産	※2 15,655,364	※2 25,751,159
仕掛品	431,165	431,165
前渡金	4,472,366	4,704,180
その他	745,576	730,199
貸倒引当金	△317,647	△129,732
流動資産合計	21,550,276	31,696,831
固定資産		
有形固定資産		
有形固定資産合計	※1, ※2 16,996	※1, ※2 68,737
投資その他の資産		
長期滞留債権等	2,043,197	2,048,817
その他	50,584	1,070,127
貸倒引当金	△2,043,197	△2,179,153
投資その他の資産合計	50,584	939,791
固定資産合計	67,580	1,008,529
資産合計	21,617,856	32,705,360

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間末  
(平成22年4月30日)前連結会計年度末に係る  
要約連結貸借対照表  
(平成21年7月31日)

負債の部			
流動負債			
買掛金		168,000	244,150
短期借入金	※2, ※3	28,716,552	※2, ※3 32,156,998
1年内返済予定の長期借入金	※2	2,092,678	※2 217,178
1年内償還予定の社債		10,002,720	10,002,720
未払費用		1,908,847	—
未払法人税等		73,556	57,293
解約損失引当金		4,498,930	4,754,180
その他		2,143,520	1,571,625
流動負債合計		49,604,806	49,004,146
固定負債			
社債		—	450,000
長期借入金	※2	553,500	※2 2,432,500
退職給付引当金		11,747	11,260
その他		254,000	406,400
固定負債合計		819,247	3,300,160
負債合計		50,424,054	52,304,307
純資産の部			
株主資本			
資本金		12,944,169	12,944,169
資本剰余金		12,309,418	12,309,418
利益剰余金		△54,062,202	△44,854,028
株主資本合計		△28,808,615	△19,600,440
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		△2,208	△1,200
評価・換算差額等合計		△2,208	△1,200
新株予約権		4,626	2,693
純資産合計		△28,806,197	△19,598,946
負債純資産合計		21,617,856	32,705,360

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年8月1日 至平成21年4月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年8月1日 至平成22年4月30日)
売上高	7,822,741	5,603,435
売上原価	15,177,716	11,682,346
売上総損失(△)	△7,354,974	△6,078,911
販売費及び一般管理費	※ 1,981,194	※ 1,112,303
営業損失(△)	△9,336,169	△7,191,214
営業外収益		
受取利息	4,165	341
受取手数料	47,410	—
解約返戻金	72,802	—
その他	58,686	126,325
営業外収益合計	183,064	126,667
営業外費用		
支払利息	1,079,222	1,550,387
支払手数料	20,905	8,531
消費税相殺差損	45,446	24,451
その他	45,601	2,580
営業外費用合計	1,191,174	1,585,950
経常損失(△)	△10,344,279	△8,650,498
特別利益		
固定資産売却益	986	1,781
関係会社株式売却益	1,214	—
貸倒引当金戻入額	984,655	141,872
賞与引当金戻入額	4,343	4,473
債務免除益	—	71,500
損害賠償損失引当金戻入額	—	227,605
その他	—	51,849
特別利益合計	991,199	499,082

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年8月1日 至平成21年4月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年8月1日 至平成22年4月30日)
特別損失		
固定資産除却損	19,805	—
固定資産売却損	2,524	—
貸倒引当金繰入額	415,378	—
貸倒損失	—	297,650
投資有価証券評価損	14,999	—
減損損失	334,255	52,566
課徴金納付見込額	—	281,550
上場違約金	—	10,000
損害賠償損失引当金繰入額	—	338,331
事業再編費用	37,080	—
販売用不動産評価損	4,460,091	—
解約違約金	981,119	—
解約損失引当金繰入額	1,378,680	—
関係会社株式売却損	17,462	—
その他	—	54,088
特別損失合計	7,661,397	1,034,186
税金等調整前四半期純損失(△)	△17,014,477	△9,185,602
法人税、住民税及び事業税	13,648	22,572
法人税等調整額	5,002	—
法人税等合計	18,651	22,572
少数株主利益	83	—
四半期純損失(△)	△17,033,211	△9,208,174

## 【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年2月1日 至平成21年4月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年2月1日 至平成22年4月30日)
売上高	1,798,132	2,097,255
売上原価	2,124,671	6,868,881
売上総損失(△)	△326,539	△4,771,625
販売費及び一般管理費	* 552,901	* 626,646
営業損失(△)	△879,441	△5,398,272
営業外収益		
受取利息	776	185
受取手数料	15,130	—
その他	9,486	19,607
営業外収益合計	25,393	19,793
営業外費用		
支払利息	367,108	308,997
支払手数料	5,912	6,537
消費税相殺差損	26,583	8,961
その他	5,408	1,930
営業外費用合計	405,014	326,427
経常損失(△)	△1,259,062	△5,704,906
特別利益		
固定資産売却益	96	—
関係会社株式売却益	1,214	—
貸倒引当金戻入額	—	270
損害賠償損失引当金戻入額	—	227,605
その他	—	51,849
特別利益合計	1,310	279,725
特別損失		
固定資産除却損	896	—
貸倒引当金繰入額	411,760	—
減損損失	1,120	52,566
事業再編費用	23,506	—
解約違約金	715,619	—
解約損失引当金繰入額	95,809	—
投資有価証券売却損	—	936
貸倒損失	—	297,650
損害賠償損失引当金繰入額	—	50,000
その他	—	42,338
特別損失合計	1,248,710	443,491
税金等調整前四半期純損失(△)	△2,506,461	△5,868,673
法人税、住民税及び事業税	2,313	20,599
法人税等調整額	—	—
法人税等合計	2,313	20,599
少数株主利益	15	—
四半期純損失(△)	△2,508,791	△5,889,272

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年8月1日 至平成21年4月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年8月1日 至平成22年4月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失(△)	△17,014,477	△9,185,602
減価償却費	24,187	202
のれん償却額	98,882	—
減損損失	334,255	52,566
貸倒損失	—	297,650
事業再編費用	37,080	—
販売用不動産評価損	4,460,091	—
解約違約金	981,119	—
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△1,010,611	51,958
賞与引当金の増減額(△は減少)	2,275	△4,473
解約損失引当金の増減額(△は減少)	1,344,180	△255,250
損害賠償損失引当金の増減額(△は減少)	—	338,331
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△5,109	327
受取利息及び受取配当金	△4,165	△341
支払利息	1,079,222	1,552,238
投資有価証券売却損益(△は益)	—	1,178
投資有価証券評価損益(△は益)	14,999	—
株式交付費	1,000	—
関係会社株式売却損益(△は益)	16,248	—
固定資産売却損益(△は益)	1,538	△1,781
固定資産除却損	19,805	—
売上債権の増減額(△は増加)	33,508	32
たな卸資産の増減額(△は増加)	13,605,251	10,234,220
前渡金の増減額(△は増加)	△47,756	234,386
その他の流動資産の増減額(△は増加)	2,762,963	284,612
仕入債務の増減額(△は減少)	99,648	△76,150
未払消費税等の増減額(△は減少)	93,402	14,394
前受金の増減額(△は減少)	△112,393	3,725
その他の流動負債の増減額(△は減少)	321,528	△55,280
その他	△2,243,004	△184,981
持分法による投資損益(△は益)	19,255	—
小計	4,912,927	3,301,964
利息及び配当金の受取額	4,165	341
利息の支払額	△1,477,973	△107,695
法人税等の支払額	△270	△6,720
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,438,848	3,187,889

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年8月1日 至平成21年4月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年8月1日 至平成22年4月30日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	△8,000	—
定期預金の払戻による収入	29,514	—
担保預金の預入による支出	—	△162,840
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	488,567	—
有形固定資産の取得による支出	△1,966	△1,028
有形固定資産の売却による収入	17,684	1,781
無形固定資産の売却による収入	245	—
貸付金の回収による収入	992,070	—
差入保証金の差入による支出	△4,660	△40,000
差入保証金の回収による収入	57,061	34,120
投資有価証券の売却による収入	—	5,871
その他	40,219	5,579
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,610,735	△156,515
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△8,042,403	△3,440,445
長期借入金の返済による支出	△142,499	△3,500
その他	△1,000	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△8,185,902	△3,443,945
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△3,136,318	△412,571
現金及び現金同等物の期首残高	3,226,858	59,761
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	603,355
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 90,539	※ 250,545

## 【継続企業の前提に関する事項】

当第3四半期連結累計期間(自 平成21年8月1日 至 平成22年4月30日)

当社グループが属する不動産業界におきましては、住宅ローン減税や贈与税減税の拡大等、住宅取得促進政策の実施、価格調整等により個人向け実物件取引が緩やかながら回復の兆しを見せ始めました。一方、法人取引につきましては、不動産投資に対する慎重姿勢、金融市場の混乱や資金調達環境の厳しさは依然として続いております。

当社グループの中核をなす株式会社アルデプロでは、優良物件が多く存在する東京圏への経営資源の集中を図りました。その上で、在庫商品の圧縮に努めてまいりましたが、販売先の資金調達環境の悪化や遅れ、利益の減少等の影響を受け、当第3四半期も厳しい業績となりました。この結果、当第3四半期連結累計期間において売上総損失、営業損失、経常損失、四半期純損失を計上しており、288億6百万円の債務超過となっております。

なお、所有不動産の販売が思うように進まないため、期限が到来した金融機関からの借入金について、金融機関のご理解のもとその返済期限を延長しており、支払利息の支払いも停止しております。さらに、当社が平成20年8月27日に発行した第2回無担保転換社債型新株予約権付社債につきまして、平成21年8月27日に償還期限が到来しましたが、社債権者と協議を行い平成21年11月27日まで、その後平成22年2月26日まで、さらにその後平成22年5月26日まで償還義務の履行を猶予することにつきまして合意しております。当社は、平成22年3月2日付で、産業活力再生特別措置法所定の特定認証紛争解決手続（以下、「事業再生ADR手続」という。）の利用申請を受理され、社債権者を含む対象債権者との間で協議を進めながら事業再生計画案を策定しておりますが、事業再生計画案の成立は平成22年6月29日を予定していることから、償還期限の履行を平成22年8月26日まで再度猶予することにつきまして合意いたしました。こうしたことから、1年以内に多額の社債について償還期限を迎える状況にあります。また、当社第2回無担保社債（株式会社近畿大阪銀行保証付および適格機関投資家限定）の期限の利益を喪失したことにより、当該社債に係る債務全額の弁済をただちに履行請求する旨の催告書を受領しております。

当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

当社では、当該状況を解消すべく、今後の事業再生に向けた強固な収益体質の確立と、財務体質の抜本的な改善を図るため、前記のとおり、事業再生ADR手続を利用することといたしました。当社は、事業再生ADR手続の取扱団体である法務省および経済産業省より認定を受けている事業再生実務家協会（以下「JATP」といいます。）に対して、平成22年3月2日付で、事業再生ADR手続利用についての申請を行い、同日受理され、同日付でJATPとの連名で、全取引金融機関に対して、「一時停止の通知書」（借入金元本と利息の返済一時停止等）を送付し、借入金及び支払利息について返済を一時停止しております。

その後、当社は、事業再生ADR手続の中で、全対象債権者と協議を進めながら、公正中立な立場から事業再生実務家協会（事業再生ADR手続の手続実施者）より調査・指導・助言をいただき、事業再生計画案を策定し、平成22年6月1日開催の第2回債権者会議の続行期日におきまして、全対象債権者に対して事業再生計画案を説明いたしました。

事業再生計画案におきましては、当社の債務超過を解消するため、取引金融機関に対して上場維持を前提とした債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）等の支援を要請する予定です。その上で、同計画案につきましては、平成22年6月29日開催予定の第3回債権者会議において、全取引金融機関の合意による成立を目指します。

しかし、これらの対応策に関する関係当事者との合意が行われていないため、現時点では継続企業の前

提に関する重要な不確実性が認められます。

四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の状況は四半期連結財務諸表には反映していません。

**【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】**

当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年8月1日 至 平成22年4月30日)
連結の範囲に関する事項の変更 第1四半期連結会計期間より、重要性が増した株式会社アルデプロ住宅販売を連結の範囲に含めております。

**【簡便な会計処理】**

当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年8月1日 至 平成22年4月30日)
① 一般債権の貸倒見積高の算定方法 当第3四半期連結会計期間末における一般債権の貸倒実績率等については、前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末に算定した貸倒実績率を使用して一般債権の貸倒見積高を算定しております。
② 固定資産の減価償却費の算定方法 定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

**【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】**

該当事項はありません。

**【追加情報】**

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年4月30日)		前連結会計年度末 (平成21年7月31日)	
※1	有形固定資産の減価償却累計額 1,420千円 有形固定資産の減損損失累計額 125,095千円	※1	有形固定資産の減価償却累計額 168,707千円
※2	担保資産及び担保付債務	※2	担保資産及び担保付債務
	担保資産		担保資産
	現金及び預金 312,840 千円		現金及び預金 150,000千円
	未収入金 619,000		販売用不動産 25,751,159
	販売用不動産 15,353,130		建物 4,664
	建物 4,525		土地 64,073
	土地 11,506		合計 25,969,897
	合計 16,301,003		担保付負債
	担保付負債		短期借入金 28,275,331
	短期借入金 21,309,204		一年以内返済予定の 217,178
	一年以内返済予定の 2,009,000		長期借入金 1,836,500
	長期借入金 —		合計 30,329,009
	長期借入金 —		
	合計 23,318,204		
※3	当社は、取引銀行との間に当座貸越契約を締結しており、当該契約に基づく当四半期連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。	※3	当社は、取引銀行との間に当座貸越契約を締結しており、当該契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。
	当座貸越契約の総額 8,838,000 千円		当座貸越契約の総額 8,838,000千円
	借入実行残高 3,930,623		借入実行残高 3,941,643
	差し引き額 4,907,376		差し引き額 4,896,356

## (四半期連結損益計算書関係)

## 第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年8月1日 至 平成21年4月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年8月1日 至 平成22年4月30日)
※ 販売費及び一般管理費の主なもの	※ 販売費及び一般管理費の主なもの
販売手数料 160,666 千円	販売手数料 426,710 千円
貸倒引当金繰入額 140,360	給与及び賞与 185,848
給与及び賞与 476,699	地代家賃 21,746
地代家賃 92,605	租税公課 45,963
租税公課 94,766	管理諸費 93,721
管理諸費 194,279	貸倒引当金繰入額 193,831
広告宣伝費 209,034	
のれん償却額 98,882	

## 第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年2月1日 至 平成21年4月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年2月1日 至 平成22年4月30日)
※ 販売費及び一般管理費の主なもの	※ 販売費及び一般管理費の主なもの
販売手数料 49,897 千円	販売手数料 271,018 千円
貸倒引当金繰入額 115,306	給与及び賞与 58,299
給与及び賞与 98,975	地代家賃 6,849
地代家賃 23,809	租税公課 15,383
租税公課 27,368	管理諸費 29,281
管理諸費 77,828	貸倒引当金繰入額 193,831
広告宣伝費 56,545	
のれん償却額 15,345	

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年8月1日 至 平成21年4月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年8月1日 至 平成22年4月30日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 240,539 千円	現金及び預金 563,386 千円
担保に提供している預金 <u>△150,000</u>	担保に提供している預金 <u>△312,840</u>
現金及び現金同等物 90,539	現金及び現金同等物 250,545

## (株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年4月30日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成21年8月1日 至 平成22年4月30日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	4,217,839

## 2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

- 3 新株予約権等に関する事項  
該当事項はありません。
- 4 配当に関する事項  
該当事項はありません。
- 5 株主資本の著しい変動に関する事項  
該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年2月1日 至 平成21年4月30日)

	不動産再活事業 (千円)	その他事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社(千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	1,401,161	396,970	1,798,132	—	1,798,132
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	1,401,161	396,970	1,798,132	—	1,798,132
営業利益又は営業損失(△)	△749,624	191,871	△557,753	(321,687)	△879,441

(注) 1 事業区分の方法

内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 不動産再活事業…中古マンション、中古オフィスビル等の販売、新築マンションの分譲、新築オフィスビル等の販売
- (2) その他…賃料収入、リフォーム売上高、収入手数料等

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年2月1日 至 平成22年4月30日)

	不動産再活事業 (千円)	その他事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社(千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	1,923,810	173,445	2,097,255	—	2,097,255
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	1,923,810	173,445	2,097,255	—	2,097,255
営業損失(△)	△4,921,451	△134,348	△5,055,799	(342,472)	△5,398,272

(注) 1 事業区分の方法

内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 不動産再活事業…中古マンション、中古オフィスビル等の販売、新築マンションの分譲、新築オフィスビル等の販売
- (2) その他…賃料収入、リフォーム売上高、収入手数料等

前第3四半期連結累計期間(自 平成20年8月1日 至 平成21年4月30日)

	不動産再活事業 (千円)	その他事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社(千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	5,829,018	1,993,722	7,822,741	—	7,822,741
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	1,883	1,883	(1,883)	—
計	5,829,018	1,995,606	7,824,624	(1,883)	7,822,741
営業利益又は営業損失(△)	△8,438,181	177,820	△8,260,361	(1,075,807)	△9,336,169

(注) 1 事業区分の方法

内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 不動産再活事業…中古マンション、中古オフィスビル等の販売、新築マンションの分譲、新築オフィスビル等の販売
- (2) その他…賃料収入、リフォーム売上高、収入手数料等

当第3四半期連結累計期間(自 平成21年8月1日 至 平成22年4月30日)

	不動産再活事業 (千円)	その他事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社(千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	5,010,418	593,017	5,603,435	—	5,603,435
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	5,010,418	593,017	5,603,435	—	5,603,435
営業利益又は営業損失(△)	△6,570,066	10,415	△6,559,651	(631,563)	△7,191,214

(注) 1 事業区分の方法

内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 不動産再活事業…中古マンション、中古オフィスビル等の販売、新築マンションの分譲、新築オフィスビル等の販売
- (2) その他…賃料収入、リフォーム売上高、収入手数料等

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年2月1日 至 平成21年4月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年2月1日 至 平成22年4月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

前第3四半期連結累計期間(自 平成20年8月1日 至 平成21年4月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成21年8月1日 至 平成22年4月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年2月1日 至 平成21年4月30日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年2月1日 至 平成22年4月30日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

前第3四半期連結累計期間(自 平成20年8月1日 至 平成21年4月30日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成21年8月1日 至 平成22年4月30日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年4月30日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当社グループはデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

四半期連結財務諸表に与える影響額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

## 1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年4月30日)	前連結会計年度末 (平成21年7月31日)
△6,830.71円	△4,647.32円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第3四半期 連結会計期間末 (平成22年4月30日)	前連結会計年度末 (平成21年7月31日)
純資産の部の合計額(千円)	△28,806,197	△19,598,946
普通株式に係る純資産額(千円)	△28,810,823	△19,601,640
差額の主な内訳(千円) 新株予約権	4,626	2,693
普通株式の発行済株式数(株)	4,217,839	4,217,839
普通株式の自己株式数(株)	—	—
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式 の数(株)	4,217,839	4,217,839

2 1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額  
第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年8月1日 至平成21年4月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年8月1日 至平成22年4月30日)
1株当たり四半期純損失(△) <span style="float: right;">△4,038.37円</span> なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載していません。	1株当たり四半期純損失(△) <span style="float: right;">△2,183.15円</span> なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載していません。

(注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年8月1日 至平成21年4月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年8月1日 至平成22年4月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(△) (千円)	△17,033,211	△9,208,174
普通株式に係る四半期純損失(△)(千円)	△17,033,211	△9,208,174
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	4,217,839	4,217,839

### 第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年2月1日 至 平成21年4月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年2月1日 至 平成22年4月30日)
1株当たり四半期純損失(△) △594.80円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載していません。	1株当たり四半期純損失(△) △1,396.28円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載していません。

(注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年2月1日 至 平成21年4月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年2月1日 至 平成22年4月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(△) (千円)	△2,508,791	△5,889,272
普通株式に係る四半期純損失(△) (千円)	△2,508,791	△5,889,272
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	4,217,839	4,217,839

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年2月1日 至 平成22年4月30日)

I. 当社第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還義務の履行の再猶予の合意について

当社が平成20年8月27日に発行いたしました第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還につきまして、社債権者と償還義務の履行の再度の猶予につきまして22年5月19日に合意いたしました。

1. 経緯

当社は、平成19年8月28日付でゴールドマン・サックスが出資するジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社(以下、G S T K 4といたします。)を引受先として約100億円の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下、第1回C Bといたします。)を発行いたしました。第1回C Bの償還期限は平成20年8月27日でしたが、平成20年8月27日に第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下、第2回C Bといたします。)をG S T K 4を引受先として発行し、第1回C Bと相殺いたしました。

そして、第2回C Bの償還期限が平成21年8月27日に到来いたしました。現在の当社の財務状況から償還することは難しいため、平成21年8月21日付で、償還に向けて引き続き協議していくため、償還義務の履行を平成21年11月27日まで猶予することにつきまして合意いたしました。その後も、協議を続けてまいりましたが協議に時間を要し、平成21年11月17日付で償還義務の履行を平成22年2月26日まで再度猶予することにつきまして合意し、またその後も協議を続け、平成22年5月26日まで再度猶予することにつきまして、合意いたしました。

当社は、平成22年3月2日付で事業再生ADR手続の利用申請を受理され、G S T K 4を含む対象債権者との間で協議を進めながら事業再生計画案を策定しておりますが、事業再生計画案の成立は平成22年6月29日を予定していることから、償還期限の履行を平成22年8月26日まで再度猶予することにつきまして合意いたしました。

2. 債務の内容

債務の種類：転換社債型新株予約権付社債

社債の総額：10,002,720,000円

社債権者：ジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社

債務の総額に対する比率22.1%(平成22年4月30日現在、連結)

なお、平成21年8月26日の経過をもって、本新株予約権の行使期限は終了しております。

3. 合意内容について

当社は、平成20年8月27日に第2回C B 10,002,720,000円を発行いたしました。その償還期限が平成21年8月27日に到来し、社債権者であるゴールドマン・サックスが出資するジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社と償還義務の履行を平成21年11月27日まで猶予すること、その後これを平成22年2月26日まで再猶予することに合意し、またその後平成22年5月26日まで再度猶予することに合意いたしました。そして、これを平成22年8月26日まで再度猶予することに合意いたしました。

合意内容は次のとおりです。

- (1) 償還義務の履行を平成22年8月26日まで猶予する。
- (2) 償還義務の履行の猶予は第2回C Bの不履行を構成しない。

II. 第三者割当による株式(普通株式及び譲渡制限種類株式)の発行について

当社は、平成22年6月1日開催の取締役会において、以下のとおり普通株式及び譲渡制限種類株式を発行することを決議いたしました。なお、本件は事業再生ADR手続における平成22年6月29日開催予定の第3回債権者会議において、当社が策定する事業再生計画案が全取引金融機関の合意により成立すること、また、平成22年7月27日開催予定の臨時株主総会の特別決議による承認等を条件としております。

## 1 普通株式発行要項

### (1) 募集株式の種類および数

普通株式 3,489,584株

### (2) 募集株式の払込金額

募集株式1株につき192円

### (3) 募集株式の払込金額の総額

6億7,000万128円

### (4) 払込期日

2010年7月28日

### (5) 増加する資本金および資本準備金

資本金 3億3,500万64円 (1株につき96円)

資本準備金 3億3,500万64円 (1株につき96円)

### (6) 発行方法

第三者割当の方法により、募集株式の以下の割当先に割り当てる。

加藤照美	2,604,167株
北山英樹	468,750株
風巻正人	156,250株
井康彦	260,417株

## 2 譲渡制限株式発行要項

### (1) 種類株式の名称

株式会社アルデプロ譲渡制限種類株式 (以下「譲渡制限種類株式」という。)

### (2) 募集株式の種類および数

譲渡制限種類株式 1,818,182株

### (3) 募集株式の払込金額

募集株式1株につき275円

### (4) 株式の払込金額の総額

5億50円

### (5) 払込期日

2010年7月28日

### (6) 増加する資本金および資本準備金

資本金 2億5,000万25円 (1株につき137.5円)

資本準備金 2億5,000万25円 (1株につき137.5円)

### (7) 発行方法

第三者割当の方法により、募集株式の全てを秋元竜弥に割り当てる。

(8) 議決権

譲渡制限種類株式を有する株主（以下「譲渡制限種類株主」という。）は、株主総会において議決権を有する。

(9) 譲渡制限

譲渡による譲渡制限種類株式の取得については、取締役会の承認を要する。

(10) 取得請求権

譲渡制限種類株主は、2011年1月28日以降いつでも、当社に対して普通株式の交付と引換えに、その有する譲渡制限種類株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社は譲渡制限種類株主が取得の請求をした譲渡制限種類株式1株を取得するのと引換えに、普通株式1株を当該譲渡制限種類株主に対して交付するものとする。

(11) 剰余金の配当および残余財産の分配

譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当および残余財産の分配については、それぞれ同順位かつ同額とする。

(12) 種類株主総会の決議

- ①当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、譲渡制限種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
- ②第12条の規定は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集される種類株主総会にこれを準用する。
- ③第11条、第13条、第14条第1項、第15条および第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。
- ④第14条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

(13) 株式の分割または併合等

- ①当社は、株式の分割または株式の併合をするときは、普通株式および譲渡制限種類株式ごとに同時に同一の割合とする。
- ②当社は、当社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、譲渡制限種類株主には譲渡制限種類株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。
- ③当社は、当社の株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、譲渡制限種類株主には譲渡制限種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。
- ④当社は、株式無償割当てをするときは、普通株主には普通株式の株式無償割当てを、譲渡制限種類株主には譲渡制限種類株式の株式無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合とする。
- ⑤当社は、新株予約権無償割当てをするときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、譲渡制限種類株主には譲渡制限種類株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合とする。

### III. 自己株式の無償取得及び消却に関するお知らせ

当社は、平成22年6月1日開催の取締役会において、自己株式の無償取得及び消却を決議いたしました。

た。

#### 1. 自己株式の無償取得及び消却の理由

当社は、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法所定の特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」といいます。）の中で事業再生計画案を策定し、関係者との間で協議を進めております。

なお、上記自己株式の取得及び消却は、事業再生ADR手続における平成22年6月29日開催予定の第3回債権者会議において、当社が策定する事業再生計画案が全取引金融機関の合意により成立することを条件としております。

#### 2. 自己株式の取得内容

- |               |                               |
|---------------|-------------------------------|
| (1) 取得する株式の種類 | 普通株式                          |
| (2) 取得する株式の総数 | 519,030株（発行済株式総数に占める割合12.30%） |
| (3) 取得日       | 平成22年7月28日                    |
| (4) 取得先       | 秋元竜弥                          |

#### 3. 取得先の概要

当社取締役相談役であります。

#### 4. 自己株式の消却

- |               |            |
|---------------|------------|
| (1) 消却する株式の種類 | 普通株式       |
| (2) 消却する株式の数  | 519,030株   |
| (3) 消却予定日     | 平成22年7月30日 |

### IV. 資本金の額の減少及び資本準備金の額の減少について

当社は、平成22年6月11日開催の取締役会において、平成22年7月27日開催予定の当社臨時株主総会に、下記のとおり、資本金の額の減少及び資本準備金の額の減少について付議することを決議いたしました。なお、本決議は事業再生ADR手続における平成22年6月29日開催予定の第3回債権者会議において、当社が策定する事業再生計画案が全取引金融機関の合意により成立することを条件としております。

#### 1. 資本金及び資本準備金の額の減少の目的

平成22年6月1日付「『事業再生計画案』策定に関するお知らせ」において公表しておりますとおり、当社は、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法所定の特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」といいます。）の中で、事業再生計画案を策定し、対象債権者にご検討いただいております。

今回の資本金及び資本準備金の額の減少は、当社の事業再生の一環として、当社が現在計上している多額の累積損失を解消し、資本構成の是正を図り、今後の柔軟な資本政策の展開を可能とするために実施するものであります。

なお、資本金の額及び資本準備金の額の減少は、当社が対象債権者に対して要請している債務の株式化（デットエクイティスワップ。以下「DES」という。）による新株式（普通株式を対価とする取得請求権付の優先株式とする予定）が発行されること及び平成22年6月1日付「第三者割当による株式（普通株式及び譲渡制限種類株式）の発行に関するお知らせ」において公表しております第三者割当による新株式（普通株式及び譲渡制限種類株式）の発行が7月27日開催予定の臨時株主総会において承認され、これらの新株式が発行されることを条件としております。なお、DES株式の発行につ

きましては、平成22年6月29日に事業再生ADR手続が成立し発行内容が確定し次第公表する予定であり、払込期日は平成22年7月下旬となる予定です。

## 2. 減資の要項

### (1) 減少すべき資本金及び資本準備金の額

当社の資本金の額は、DES株式の発行及び第三者割当による新株式（普通株式及び譲渡制限種類株式）の発行により、約271億円となる見込みではありますが、この資本金の額271億円を約268億円減少して3億円といたします。

当社の資本準備金の額は、DES株式の発行及び第三者割当による新株式（普通株式及び譲渡制限種類株式）の発行により約270億円となる見込みではありますが、この資本準備金の額を全額減少して0円といたします。

## 3. 減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額及び資本準備金の額を減少し、全額その他資本剰余金に振替えます。

## 4. 日程

- |                  |            |
|------------------|------------|
| (1) 取締役会決議日      | 平成22年6月11日 |
| (2) 債権者異議申述催告公告日 | 平成22年6月21日 |
| (3) 債権者異議申述最終期日  | 平成22年7月21日 |
| (4) 臨時株主総会       | 平成22年7月27日 |
| (5) 効力発生日        | 平成22年7月28日 |

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年10月21日

株式会社アルデプロ  
取締役会 御中

## 明誠監査法人

指定社員	公認会計士	市原 豊	㊞
業務執行社員			
指定社員	公認会計士	武田 剛	㊞
業務執行社員			

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アルデプロの平成20年8月1日から平成21年7月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年2月1日から平成21年4月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年8月1日から平成21年4月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、下記事項を除き我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

## 記

当監査法人は、平成21年7月30日に監査契約を締結したため、監査契約締結以前に売却済み又は清算済みの連結子会社（株式会社オーパス、株式会社サワケンホーム、ジャパンリアルティスーパービジョン株式会社）については、先方の協力が得られなかったこと等の理由で往査ができなかったことから、当該子会社の財務諸表について質問等の手續が一部実施できなかった。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、上記事項の四半期連結財務諸表に与える影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アルデプロ及び連結子会社の平成21年4月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 追記情報

「第5 経理の状況 2 監査証明について」に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき四半期連結財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の四半期連結財務諸表について四半期レビューを行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年6月11日

株式会社アルデプロ

取締役会 御中

## 明誠監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 市原 豊 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 武田 剛 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アルデプロの平成21年8月1日から平成22年7月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年2月1日から平成22年4月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年8月1日から平成22年4月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アルデプロ及び連結子会社の平成22年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当第3四半期連結会計期間において売上総損失、営業損失、四半期純損失を計上しており、債務超過の状態にある。また、期限の到来した金融機関からの借入金及び支払利息について、事業再生ADR手続の開始に伴い返済の一時停止をしている。さらに、1年以内に多額の社債の償還時期を迎える状況にあるなど、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については、当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり

- 1) 会社は、平成22年5月19日付でジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社との間で、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還期限をさらに平成22年8月26日まで猶予することに合意している。
- 2) 会社は平成22年6月1日開催の取締役会において、第3回債権者会議において事業再生計画案が成立すること、及び平成22年7月27日開催予定の臨時株主総会において承認されることを条件として、平成22年7月28日を払込期日とする第三者割当による株式（普通株式及び譲渡制限種類株式）の発行について決議した。
- 3) 会社は平成22年6月1日開催の取締役会において、第3回債権者会議において事業再生計画案が成立することを条件として、平成22年7月28日を取得日とする自己株式の無償取得及び平成22年7月30日を消却予定日とする自己株式の消却について決議した。
- 4) 会社は平成22年6月11日開催の取締役会において、第3回債権者会議において事業再生計画案が成立することを条件として、平成22年7月27日開催予定の臨時株主総会に、資本金の額の減少及び資本準備金の額の減少について付議することを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	確認書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の8第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成22年6月14日
<b>【会社名】</b>	株式会社アルデプロ
<b>【英訳名】</b>	ARDEPRO Co., Ltd.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 高橋康夫
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	該当事項はありません。
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都新宿区新宿三丁目1番24号
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長高橋康夫は、当社の第23期第3四半期(自 平成22年2月1日 至 平成22年4月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。